

富里市木造住宅耐震改修費補助金交付要綱

(平成24年3月16日告示第31号)

改正 平成24年5月21日告示第92号 平成24年6月27日告示第111号
平成25年2月20日告示第26号 平成27年3月20日告示第45号
平成28年3月17日告示第29号 平成30年3月30日告示第39号
令和4年3月31日告示第66号

(趣旨)

第1条 この要綱は、地震による木造住宅の倒壊及び損傷を防止し、災害に強いまちづくりの形成に資するため、木造住宅の耐震改修を行う当該木造住宅の所有者に対し、予算の範囲内において、木造住宅耐震改修費補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、富里市補助金等交付規則（平成19年規則第10号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるものとし、これ以外の用語の定義は、建築基準法（昭和25年法律第201号）及び建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）の例による。

- (1) 木造住宅 次の各号のいずれにも該当するものをいう。
 - ア 市内に存する一戸建ての住宅又は併用住宅であること。
 - イ 市民が所有し、自己の居住の用に供しているものであること。
 - ウ 地上階数が3以下で、かつ、居住の用に供する部分の床面積が延べ面積の2分の1以上であること。
 - エ 平成12年5月31日以前に着工されたものであること。
 - オ 主要構造部が木造であること。
- (2) 耐震診断 「木造住宅の耐震診断と補強方法 耐震改修促進法に基づく国土交通大臣認定耐震診断及び耐震改修に関する指針と解説」（一般財団法人日本建築防災協会発行。以下「木造住宅の耐震診断と補強方法」という。）に基づく一般診断法による耐震診断又は精密診断法による耐震診断及び「新耐震基準の木造住宅の耐震性能検証法」（一般財団法人日本建築防災協会発行）に基づく耐震診断をいう（建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針（平成18年国土交通省告示第184

号) に示された方法及びこれと同等と認められた方法を含む。)

- (3) 耐震改修 地震に対する木造住宅の安全性の向上を目的として実施する改修であって、改修後の上部構造評点を1.0以上にするものをいう。
- (4) 上部構造評点 木造住宅の耐震診断と補強方法に定められたものをいう。
- (5) 耐震設計 建築士法(昭和25年法律第202号)第2条第5項に規定する設計であって、設計者が行うものをいう。
- (6) 設計者 木造住宅の耐震改修の設計を行う者であって、耐震診断士であるものをいう。
- (7) 耐震診断士 富里市木造住宅耐震診断費補助金交付要綱(平成20年告示第9号)第2条第3号に規定するものをいう。
- (8) 工事監理 建築士法第2条第7項に規定する工事監理であって、工事監理者が行うものをいう。
- (9) 工事監理者 木造住宅の耐震改修の工事監理を行う者であって、耐震診断士であるものをいう。
- (10) 工事施工者 木造住宅の耐震改修の工事を行う者をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、本市の住民基本台帳に記録されている者で、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 自ら木造住宅を所有し、かつ、居住する者
- (2) この要綱による補助金の交付を受けていない者
- (3) 自己及びその属する世帯の全員が市税(国民健康保険税を含む。)を完納していること。

2 前項の規定にかかわらず、補助を受けようとする事業を行う者(法人その他の団体にあつては、その役員等(業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者、相談役、顧問その他の実質的に当該団体の経営に関与している者又は当該団体の業務に係る契約を締結する権限を有する者をいう。以下同じ。))が次の各号のいずれかに該当する者であるときは、当該事業は補助対象とならない。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)
- (2) 次のいずれかに該当する行為(イ又はウに該当する行為であつて、法令上の義務の履行としてするものその他正当な理由があるものを除く。)をした者(継続的に又は反復して当該行為を行うおそれがないと認められる者を除く。)

ア 自己若しくは他人の不正な利益を図る目的又は他人に損害を加える目的で、情を知って、法第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団員を利用する行為

イ 暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなることを知りながら、暴力団員又は暴力団員等が指定した者に対して行う、金品その他財産上の利益若しくは便宜の供与又はこれらに準ずる行為

ウ 市の事務又は事業に関し、請負契約、物品を購入する契約その他契約の相手方（法人その他の団体にあつては、その役員等）が暴力団員であることを知りながら、当該契約を締結する行為

(3) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者（暴力団密接関係者）

第3条の2 規則第20条第1項第3号の市長が定める者は、前条第2項第2号又は第3号に該当する者（補助事業を行う者が法人その他の団体である場合にあつては、その役員等が同項各号のいずれかに該当する法人その他の団体）とする。

（補助対象住宅）

第3条の3 補助の対象となる住宅（以下「補助対象住宅」という。）は、耐震診断において、「倒壊する可能性がある」又は「倒壊する可能性が高い」と診断され、かつ、耐震改修工事後の耐震診断で「倒壊しない」又は「一応倒壊しない」となることが期待できる木造住宅とする。

（補助対象経費及び補助金の額）

第4条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、次の各号に掲げるものとし、その内容は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 設計費 設計者が行う補助対象住宅の耐震改修に係る設計に要する費用
- (2) 工事費 工事施工者が行う補助対象住宅の耐震改修に係る工事に要する費用
- (3) 工事監理費 工事監理者が行う補助対象住宅の耐震改修工事に係る監理に要する費用

2 補助金の額は、次に掲げる額の合計額とする。

- (1) 補助対象経費のうち耐震設計費の3分の1以内の額（その額に1千円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。）。ただし、算出した額が4万円を超える場合にあつては、4万円を限度とする。
- (2) 補助対象経費のうち工事監理費の3分の1以内の額（その額に1千円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。）。ただし、算出した額が6万円を超える場合にあつては、6万円を限度とする。

- (3) 補助対象経費のうち工事費の3分の1以内の額（その額に1千円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。）。ただし、算出した額が40万円を超える場合にあっては、40万円を限度とする。

（交付申請）

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、工事契約及び工事着手をする前に、富里市木造住宅耐震改修費補助金交付申請書（別記第1号様式）に次に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。ただし、第2号、第7号及び第8号に掲げる書類については、申請者の同意を得て市の保有する公簿等により確認することができる場合は、これを省略することができる。

- (1) 申請者が木造住宅を所有していることを証明できるもの
- (2) 世帯全員の住民票の写し
- (3) 木造住宅耐震診断報告書の写し
- (4) 木造住宅の耐震改修に係る設計に要する費用の見積書の写し
- (5) 木造住宅の耐震改修に係る工事監理に要する費用の見積書の写し
- (6) 木造住宅の耐震改修に係る工事に要する費用の見積書の写し
- (7) 世帯全員に係る市税（国民健康保険税を含む。）の滞納がないことを明らかにする書類
- (8) 木造住宅の建築確認済証の写し又は建築年月日が確認できる書類
- (9) その他市長が必要と認める書類

（交付決定）

第6条 市長は、前条の申請書を受理したときは、速やかにその内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、富里市木造住宅耐震改修費補助金交付決定通知書（別記第2号様式）により申請者に通知するものとする。

（状況報告）

第7条 前条の規定により、補助金の交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、耐震改修に係る設計が終了したときは、富里市木造住宅耐震改修費補助金設計終了報告書（別記第3号様式）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 耐震改修設計図書（平面図・詳細図・改修一覧表及び耐震改修後の木造住宅に期待できる耐震性の診断について記載されたもの）
- (2) その他市長が必要と認めるもの

（変更承認申請等）

第8条 交付決定者は、第6条の規定により交付決定通知を受けた後、耐震改修の内容を変更しようとするときは、速やかに富里市木造住宅耐震改修費補

助金変更承認申請書（別記第4号様式）に市長が必要と認める書類を添えて申請しなければならない。

- 2 市長は、前項の申請書を受理したときは、速やかにその内容を審査し、変更を承認すべきものと認めたときは、富里市木造住宅耐震改修費補助金変更承認通知書（別記第5号様式）により、交付決定者に通知するものとする。
- 3 交付決定者は、耐震改修が予定の期間内に完了しない場合又は耐震改修の実施が困難となった場合は、市長に報告し、その指示を受けなければならない。

（中止の届出）

第9条 交付決定者は、耐震改修を中止しようとするときは、富里市木造住宅耐震改修費補助金中止届（別記第6号様式）により市長に届け出なければならない。

（検査）

第10条 交付決定者は、耐震改修工事における主たる工事を実施した後で仕上げ工事を行う前に、富里市木造住宅耐震改修費補助金工事検査申請書（別記第7号様式）を市長に提出し検査を受けなければならない。

- 2 市長は、前項の規定により検査を実施するときは、当該耐震改修工事の工事監理者及び工事施工者の立会いを求めることができる。
- 3 市長は、当該検査の結果、工事の内容が設計と異なると認めたときは、交付決定者に工事の改善を指示することができる。
- 4 市長は、前項の規定により指示を行ったときは、再度検査を行うものとする。

（実績報告）

第11条 交付決定者は、耐震改修完了後1か月以内又は第6条の交付決定があった日の属する年度の1月末日のいずれか早い日までに富里市木造住宅耐震改修費補助金実績報告書（別記第8号様式）に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 工事監理の状況を記した書類
- (2) 工事を行う部位ごとの工事着手前、施工中及び工事完了後の状況を示す写真
- (3) 使用した材料の仕様を示す書類及び寸法を計測した写真
- (4) 耐震改修の設計に係る契約書の写し及び当該設計に要した領収書の写し
- (5) 耐震改修の工事監理に係る契約書の写し及び当該工事監理に要した費用の領収書の写し
- (6) 耐震改修の工事に係る契約書の写し及び当該工事に要した費用の領収書

の写し

(7) その他市長が必要と認める書類

(交付額の確定)

第12条 市長は、前条の実績報告書の提出があったときは、速やかにその内容を審査し、報告書に示された実績が補助金交付決定の内容に適合すると認めるときは、交付額を確定し、富里市木造住宅耐震改修費補助金確定通知書（別記第9号様式）により交付決定者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第13条 前条の規定による通知を受けた交付決定者が、補助金の交付を受けようとするときは、富里市木造住宅耐震改修費補助金交付請求書（別記第10号様式）を市長に提出しなければならない。

(交付の取消し)

第14号 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当した場合は、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 自らの責めに帰すべき事情により耐震改修を中止し、又は廃止したとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、この要綱に違反したとき。

(補助金の返還)

第15条 市長は、前条の規定により交付の取消しを行った場合において、既に補助金の交付を受けているときは、当該補助金の返還を命ずることができる。

(補則)

第16条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成24年5月21日告示第92号）

この告示は、平成24年7月9日から施行する。

附 則（平成24年6月27日告示第111号）

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（平成25年2月20日告示第26号）

この告示は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月20日告示第45号）

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（平成28年3月17日告示第29号）

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成30年3月30日告示第39号）

この告示は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（令和4年3月31日告示第66号）

この告示は、令和4年4月1日から施行する。

別記

第1号様式（第5条関係）

富里市木造住宅耐震改修費補助金交付申請書

年 月 日

富里市長

様

住 所

申請者

氏 名

㊞

連絡先 ()

富里市木造住宅耐震改修費補助金の交付を受けたいので、富里市木造住宅耐震改修費補助金交付要綱第5条の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 交付申請額		円
2 交付申請額 の 内 訳	耐震設計費	円
	工事監理費	円
	工 事 費	円

(裏面)

木造住宅の所在地	富里市		
建築確認等年月日 及び番号	年	月	日 第 号
登記年月日	年	月	日 登記
交付申請額の算出	耐震設計費 ① (見積額) _____円 × 1 / 3 = _____円 ② (限度額 _____万円) ①又は②のいずれか少ない額 補助金の額 _____円 (A) (千円未満切捨て) 工事監理費 ③ (見積額) _____円 × 1 / 3 = _____円 ④ (限度額 _____万円) ③又は④のいずれか少ない額 補助金の額 _____円 (B) (千円未満切捨て) 工事費 ⑤ (見積額) _____円 × 1 / 3 = _____円 ⑥ (限度額 _____万円) ⑤又は⑥のいずれか少ない額 補助金の額 _____円 (C) (千円未満切捨て) 交付申請の合計額 (A) + (B) + (C) = 円		
予定期間	年	月	日 ~ 年 月 日
木造住宅の構法・規模等	構法 <input type="checkbox"/> 在来軸組構法 <input type="checkbox"/> その他 ()		
	規模 <input type="checkbox"/> 平屋建て <input type="checkbox"/> 2階建て <input type="checkbox"/> 3階建て		
	用途 <input type="checkbox"/> 住宅 <input type="checkbox"/> 併用住宅 (住宅部分の面積 _____㎡)		
	敷地面積	建築面積	延べ床面積
	㎡	㎡	㎡

増築の有無	増築 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 m² (年 月頃) 概要												
木造住宅耐震診断の結果	木造住宅耐震診断補助金の交付 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 診断を行った時期 (年 月 日) 診断の種類 <input type="checkbox"/> 一般診断法 <input type="checkbox"/> 精密診断法 上部構造評点 最低値 <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td></td> <td>X方向</td> <td>Y方向</td> </tr> <tr> <td>3階</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>2階</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>1階</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> 耐震診断を行った建築士名 <hr/> 資格 () 建築士 登録第 号 耐震診断士 第 号 建築事務所の名称 <hr/> 資格 () 建築士事務所 () 知事登録第 号		X方向	Y方向	3階			2階			1階		
	X方向	Y方向											
3階													
2階													
1階													
耐震改修の目的	耐震改修後の上部構造評点を1.0以上にする												
設計者	建築士名 <hr/> 資格 () 建築士 登録第 号 耐震診断士 第 号 建築事務所の名称 <hr/> 資格 () 建築士事務所 () 知事登録第 号												
工事監理者	<input type="checkbox"/> 設計者と同じ <input type="checkbox"/> 設計者と異なる 設計者 建築士名 <hr/> 資格 () 建築士 登録第 号 耐震診断士 第 号 建築事務所の名称 <hr/> 資格 () 建築士事務所 () 知事登録第 号												

工 事 施 工 者	建設業法許可番号
	国土交通大臣・千葉県知事登録()第 号
	名 称
	住 所

添付書類

- (1) 建物の登記事項証明書又はそれに代わるもの
- (2) 住民票の写し
- (3) 木造住宅耐震診断報告書の写し
- (4) 木造住宅の耐震改修に係る設計に要する費用の見積書の写し
- (5) 木造住宅の耐震改修に係る工事監理に要する費用の見積書の写し
- (6) 木造住宅の耐震改修に係る工事に要する費用の見積書の写し
- (7) 市税の滞納が無いことを明らかにする書類
- (8) その他市長が必要と認める書類（例：申請行為等を委任する場合は委任状）

指 令 第 号
年 月 日

様

富里市長



富里市木造住宅耐震改修費補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった、富里市木造住宅耐震改修費補助金の交付については、富里市木造住宅耐震改修費補助金交付要綱第6条の規定により、下記のとおり交付決定します。

記

- 1 交付決定金額 金 円
- 2 交付条件等
 - (1) 交付決定者は、年 月 日までに木造住宅耐震改修工事を完了しなければならない。交付決定者は、上記の期限までに木造住宅耐震改修工事の完了をすることができないときは、あらかじめ市長に届け出て、その承認を受けなければならない。
 - (2) 交付決定者は、耐震改修工事の内容を変更しようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。
 - (3) 交付決定者は工事が完了したときは、補助金に係る木造住宅耐震改修工事の完了後1か月以内に実績報告書を関係書類とともに提出しなければならない。

第3号様式（第7条関係）

富里市木造住宅耐震改修費補助金設計終了報告書

年 月 日

富里市長 様

住 所
交付決定者
氏 名 ⑩

年 月 日付け指令第 号にて富里市耐震改修費補助金の交付決定があった木造住宅の耐震改修工事について、下記のとおり耐震改修に係る設計が終了したので、富里市木造住宅耐震改修費補助金交付要綱第7条の規定により報告します。

記

1 耐震改修の工事後に期待できる耐震性

上部構造評点 最低値

階数	X方向	Y方向

添付書類

- (1) 耐震改修設計図書（平面図・詳細図・改修一覧表及び耐震改修後の木造住宅に期待できる耐震性の診断について記載されたもの）
- (2) その他市長が必要と認めるもの

第4号様式（第8条第1項関係）

富里市木造住宅耐震改修費補助金変更承認申請書

年 月 日

富里市長 様

住所
交付決定者
氏名 ⑩

年 月 日付け指令第 号にて富里市耐震改修費補助金の交付決定があった木造住宅の耐震改修について、下記のとおり変更の承認を受けたいので富里市木造住宅耐震改修費補助金交付要綱第8条第1項の規定により申請します。

記

変更の内容		
変更申請額	変更前	円
	変更後	円

(裏面)

交 付 申 請 額	<p>設計費 イ (見積額) _____円 × 1 / 3 = _____円 ロ (限度額 _____万円) イ又はロのいずれか少ない額 補助金の額 _____円① (千円未満切捨て)</p> <p>工事監理費 ハ (見積額) _____円 × 1 / 3 = _____円 ニ (限度額 _____万円) ハ又はニのいずれか少ない額 補助金の額 _____円② (千円未満切捨て)</p> <p>工事費 ホ (見積額) _____円 × 1 / 3 = _____円 ヘ (限度額 _____万円) ホ又はヘのいずれか少ない額 補助金の額 _____円③ (千円未満切捨て)</p> <p>交付申請の合計額 ① + ② + ③ = _____円</p>
予 定 期 間	年 月 日 ~ 年 月 日
設 計 者	<p>建築士名 _____ 資格 () 建築士 登録第 _____号 耐震診断士 第 _____号 建築事務所の名称 _____ 資格 () 建築士事務所 () 知事登録第 _____号</p>
工 事 監 理 者	<p><input type="checkbox"/> 設計者と同じ <input type="checkbox"/> 設計者と異なる 設計者 建築士名 _____ 資格 () 建築士 登録第 _____号 耐震診断士 第 _____号 建築事務所の名称 _____ 資格 () 建築士事務所 () 知事登録第 _____号</p>

工 事 施 工 者	建設業法許可番号 国土交通大臣・千葉県知事登録()第 号 名 称 住 所 _____ _____
変 更 理 由	

*該当する部分のみ記入すること。

*変更の概要が分かる資料を添付すること。

第5号様式(第8条第2項関係)

指令第 号
年 月 日

様

富里市長



富里市木造住宅耐震改修費補助金変更承認通知書

年 月 日付けで申請のあった富里市木造住宅耐震改修費補助金変更承認申請については、富里市木造住宅耐震改修費補助金交付要綱第8条第2項の規定により、承認したので通知します。

第6号様式（第9条関係）

富里市木造住宅耐震改修費補助金中止届

年 月 日

富里市長 様

住 所
交付決定者
氏 名 ⑩

年 月 日付け指令 号で決定のあった富里市木造住宅耐震改修費補助金に係る耐震改修について、下記の理由により中止するので富里市木造住宅耐震改修費補助金交付要綱第9条の規定により届け出ます。

記

中止の理由

第7号様式（第10条第1項関係）

富里市木造住宅耐震改修費補助金工事検査申請書

年 月 日

富里市長 様

住所
交付決定者
氏名 ⑩

年 月 日付け指令第 号にて補助金の決定があった木造住宅の耐震改修について、下記のとおり検査を受けたいので、富里市木造住宅耐震改修費補助金交付要綱第10条第1項の規定により申請します。

記

工事場所	富里市
検査日	年 月 日
工事監理者	氏名 資格（ ）建築士 登録番号（ ）第 号 建築事務所の名称
工事施工者	建設業許可 国土交通大臣・（ ）知事（ ）第 号 名称 代表者 所在地

第8号様式（第11条関係）

富里市木造住宅耐震改修費補助金実績報告書

年 月 日

富里市長 様

住所
交付決定者
氏名 ⑩

年 月 日付け指令第 号にて補助金の決定があった木造住宅の耐震改修の実績について、富里市木造住宅耐震改修費補助金交付要綱第11条の規定により、下記のとおり報告します。

記

補助金の額		円
	内 訳	
	耐震設計費	円
	工事監理費	円
	工事費	円
着手年月日		年 月 日
完了年月日		年 月 日

添付書類

- (1) 工事監理の状況を記した報告書
- (2) 工事を行うごとの工事着手前、施工中及び工事完了後の状況を示す写真
- (3) 使用した材料の仕様を示す書類及び寸法を測定した写真
- (4) 耐震改修の設計に係る契約書の写し及び当該設計に要した費用の領収書の写し
- (5) 耐震改修の工事監理に係る契約書の写し及び当該工事監理に要した費用の領収書の写し
- (6) 耐震改修の工事に係る契約書の写し及び当該工事に要した費用の領収書の写し
- (7) 工事施工者の要件を満たしていることを証する書類の写し
- (8) その他市長が必要と認める書類

第9号様式（第12条関係）

達第 号
年 月 日

様

富里市長



富里市木造住宅耐震改修費補助金確定通知書

年 月 日付けで報告のあった木造住宅耐震改修費補助金については、富里市木造住宅耐震改修費補助金交付要綱第12条の規定により、下記のとおり確定したので通知します。

記

交付確定額 金 円

第10号様式（第13条関係）

富里市木造住宅耐震改修費補助金交付請求書

年 月 日

富里市長 様

住所
交付決定者
氏名

印

富里市木造住宅耐震改修費補助金交付要綱第13条の規定により、下記のとおり請求します。

記

交付請求額											円
振込先 金融機関	銀行・信用金庫										本店
	農協・信用組合										支店
	1. 普通預金 2. 当座預金 3. その他 ()										
	口座番号										
口座名義	(フリガナ)										

備考											